

函館大学学則

第一章	総則	2
第二章	学部、学科、収容定員および修業年限	2
第三章	学年、学期および休業日	2
第四章	教育課程	3
第五章	履修の方法、学習の評価および卒業認定	3
第六章	入学、転学科、退学、転学および休学	7
第七章	授業料、入学金、その他の費用	9
第八章	教職員組織	10
第九章	教授会	11
第十章	聴講生、科目等履修生、特別科目等履修生、外国人学生	11
第十一章	賞罰	12
第十二章	公開講座	12
第十三章	附属施設	13
付 則		13

第一章 総則

(目的および使命)

第1条 函館大学は、北海道道南の学術の中心として広く知識を授けると共に商業および経済に関する高度の学芸を教育研究し、北海道開発および産業の興隆並びに文化の発展に役立つ専門的職業教育を施すことを目的とし、知・情・意の高度にして円満なる人格の持主としての職業人を養成することを使命とする。

2. 前項の目的および使命を達成するため、本学はその教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

3. 前項の点検および評価の実施に関する事項は、別に定める。

第1条の2 前条の目的達成のために次の学科を設置し、教育研究上の目的を以下のとおり定める。

1. 商学科

広くビジネスに関連する専門の学芸を教育研究し、豊かな人間性を備えた幅広い職業人を養成する。

第二章 学部、学科、収容定員および修業年限

(学部・学科および収容定員)

第2条 本学において設置する学部・学科および入学定員・収容定員は、次のとおりとする。

商学部・商学科	入学定員 80 名	収容定員 320 名
---------	-----------	------------

(修業年限)

第3条 本学の修業年限を4年とする。ただし、在学期間は8年を超えることができない。

2. 長期履修学生制度を選択した者については別に定める。

第三章 学年、学期および休業日

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて次の二期とする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本学における休業日を次のとおり定める。

1. 日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日
 1. 学園創立記念日 9月19日
 1. 夏季休業日 8月1日から9月23日まで
 1. 冬季休業日 12月16日から1月8日まで
 1. 春季休業日 3月1日から3月31日まで
2. 前項の規定にかかわらず学長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

(1年間の授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第四章 教育課程

(開設科目およびその単位数)

第8条 本学において開設する科目およびその単位数は別表Ⅰのとおりとする。

(教職に関する専門教育科目および関連教育科目)

第9条 前条に定めるもののほか、教育職員免許状を取得する者のため教職に関する科目をおく。開講科目および単位数は、別表Ⅱのとおりとする。

第五章 履修の方法、学習の評価および卒業認定

(履修の方法)

第10条 本学の学生は、以下に定める科目及び単位数を含め、合計124単位以上を履修しなければならない。

(1)基礎教養科目

- ①一般教養 8単位以上
- ②外国語 12単位以上
- ③情報 2単位以上
- ④総合 4単位以上
- ⑤保健体育 2単位以上

(2)専門科目

専門ゼミナールⅠ・Ⅱ及び商学実習Ⅰを含め62単位以上

2. 前項の規定にかかわらず外国人留学生（本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学した外国人留学生をいう、以下同じ）にあつては、第8条に定める日本語等科目の履修単位をもって前項の規定によって履修すべき基礎教養科目、専門科目のいずれかの単位に代え

ることができる。

3. 第1項の規定にかかわらず編入生については以下に定める履修条件を満たすものとする。
 - (1) 本学において、外国語2単位を含む64単位以上の科目を履修すること
 - (2) 他大学および本学が教育上有益と認めた教育施設で取得した単位を本学の単位として認定した単位、及び本学で履修した単位を合わせ、専門科目を62単位以上履修すること。
 - (3) 専門ゼミナールⅠ・Ⅱを履修すること。ただし、外国人留学生においては、当該科目の履修を免除する。
4. 教職課程において、高等学校一種免許状「商業」を取得する者にあつては、別に定めるところに従い「商業」の必修科目および選択科目を、中学校教諭一種免許状「英語」あるいは高等学校教諭一種免許状「英語」を取得する者にあつては、別に定めるところに従い「英語」の必修科目および選択科目を、中学校教諭一種免許状「社会」あるいは高等学校一種免許状「公民」を取得する者にあつては、別に定めるところに従い「社会」、「公民」の必修科目および選択科目をそれぞれ履修し、単位を取得しなければならない。
5. 他の大学等の開設科目の履修については別途定める。

(受講科目の登録)

- 第11条 学生は当該年度において履修すべき授業科目を毎年度初めの一定期間内に登録しなければならない。ただし、編入学生（外国人留学生）にあつては、毎年度初めまたは学期の初めの一定期間に登録しなければならない。
2. 履修の変更および放棄については別途定める。

(単位の認定)

- 第12条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(入学者の既修得単位の認定)

- 第12条の2 新たに本学の第1年次に入学した学生が他の大学、専門職大学または短期大学において修得した単位については、当該単位を本学において履修修得したものとして認定することができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行なわない。
2. 前項により認定しうる単位は、第12条の3及び第12条の4による認定単位と合わせて60単位を超えないものとする。
 3. この規定に定める認定に必要な事項は、別に定める。

(単位の互換)

- 第12条の3 教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学、短期大学との協議にもとづき、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。
2. 学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を第12条の2及び第12条の4による認定単位と合わせて60単位を限度として、本学において修得した単位とみなすこと

ができる。

3. 前二項の規定は、学生が外国の大学または短期大学等に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 12 条の 4 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修と認める。

2. 学生が前項の規定により、本学において修得したものとみなすことができる単位数は、第 12 条の 2 及び第 12 条の 3 による認定単位と合わせて 60 単位を限度とする。

(試験等の時期)

第 13 条 試験等の時期は、原則として期末とするが、授業科目の担当者が必要と認めた時は臨時にこれを行うことができる。

(試験等の受験資格)

第 14 条 当該科目を履修登録していない者は試験を受けることはできない。

(追試験)

第 15 条 不可抗力により期末における科目試験を受験できなかった学生に対しては、本人の申告により別に定めるところに従い当該科目について追試験を行うことができる。

(再試験)

第 16 条 試験（前条に規定する追試験を含む。）を受験して不合格となった学生に対する試験（以下「再試験」という。）は、原則として行わない。ただし、学長が必要と認めた場合は、再試験を行うことがある。

2. 再試験の実施に関する事項は別に定める。

(学習の評価)

第 17 条 試験等の評価は S・A・B・C・D をもって表わし、S・A・B・C を合格とする。

2. 第 12 条の 2 により入学時本学が認定した単位は E で表わす。
3. 第 12 条の 3 により修得した単位は E で表わす。
4. 「函館大学 GPA 運用規程」に定める GPA の算出に含めない不合格科目は F で表わす。

(単位の計算方法)

第 18 条 各科目に対する単位の計算方法は次のとおりとする。

単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、個人指導による実技の授業については、

本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2. 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(卒業の要件)

第19条 本学を卒業するためには、第10条に規定する単位を取得した上に、「卒業要件・進級要件・退学等に関する規則」に定める条件を満たさなければならない。

2. 外国人留学生及び編入学生の卒業要件は、「卒業要件・進級要件・退学等に関する規則」に別途定める。

(進級要件及び原級留置)

第19条の2 「卒業要件・進級要件・退学等に関する規則」に別途定める要件を満たさない場合、学生は次学年に進級することができない。(以下「原級留置」という)

(成績による注意、警告、退学勧告)

第19条の3 「卒業要件・進級要件・退学等に関する規則」に別途定める条件に合致する学生に対して、本学は注意・警告・退学勧告を文書で行う。

(学位授与)

第20条 前条に定める課程を修めた者には卒業を認め、学士(商学)の学位を授与する。

(卒業の延期)

第20条の2 学則第19条に定める卒業の要件を充足する者が、卒業の延期を希望するときは、学長に願い出その許可を得なければならない。

2. 卒業の延期に関する取扱いとは別に定める。

(資格の取得)

第21条 教育職員免許状を得ようとする者は第19条に規定する卒業の要件を充足し、かつ「函館大学教職課程に関する規則」に則り、教育職員免許法および同法施行規則に定める科目、および単位を取得しなければならない。

2. 本学において取得できる教員免許状は、次のとおりとする。

(1) 商学科

高等学校教諭	一種免許状「商業」
中学校教諭	一種免許状「社会」
高等学校教諭	一種免許状「公民」
中学校教諭	一種免許状「英語」

第六章 入学、転学科、退学、転学および休学

(入学の時期)

第 22 条 入学の時期は毎学年の初めとする。ただし、編入学生（外国人留学生）にあつては、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第 23 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の 1 に該当し、かつ本学における選考に合格した者とする。

1. 高等学校を卒業した者
2. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
3. 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者または、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 文部科学大臣の指定した者
6. 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
7. その他本学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学検定料)

第 24 条 本学に入学を志願する者は本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。但し、入学検定料については別表Ⅲによる。

2. すでに納めた入学検定料はこれを返還しない。
3. 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(再入学)

第 25 条 願いにより本学を退学した者が、退学後 4 年以内に再入学を希望するときは選考のうえ相当学年に入学を許可することがある。

2. 退学期間は、第 3 条の在学期間に算入する。
3. 再入学後の授業料は、再入学を許可された学年に相当する再入学年度の額とする。

(編入学)

第 26 条 他の大学等から編入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。

2. 前項により本学に編入学を許可された者は、他大学等で取得した単位の全部または一部を本学の単位として認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。
3. 編入学の場合の入学検定料は別表Ⅲによる。その他の必要な手続きは別に定める。

(入学に関する手続等)

第 27 条 本学に入学を許可された者は指定の期間内に入学金その他の学費および、本学の指定する書類を提出しなければならない。

2. 前項の手続を怠った者は入学許可を取り消すものとする。

(保証人)

第 28 条 入学を許可された者は保証人を定め本学の指定する期間内に届出なければならない。

2. 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。
3. 保証人は父母または成年の親族とし、独立の生計を営む者とする。
4. 保証人が死亡またはその他の事由によってその責務を尽し得ないときには新たに保証人を定め、直ちに届出なければならない。

(自主退学)

第 29 条 自ら退学しようとする者はその事由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に願い出その許可を得なければならない。

(転学)

第 30 条 他の大学へ転学を希望する者は、保証人連署のうえ学長に願い出その許可を得なければならない。

(留学)

第 30 条の 2 学則第 12 条の 3 の規定にもとづく外国の大学または短期大学に留学しようとする者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。

2. 前項により留学した期間の、第 3 条の修業年限および第 19 条の在学期間への参入については「函館大学 留学に関する規程」に定める。

(休学)

第 31 条 疾病、留学、その他の事情により引き続き 3 カ月以上修学できないときは、所定の休学願にその事由を記し、保証人連署のうえ、休学を願い出ることができる。

2. 疾病を事由とする休学願には、医師の診断書等を添付しなければならない。
3. 休学期間は、通算 2 年以内とし第 3 条の在学期間に算入しない。
4. 休学の許可は、学生委員会で審議のうえ、教授会の承認をもって学長が行う。

(復学)

第 32 条 休学期間満了のとき、または休学期間内でもその事由が消滅したときは、所定の復学願にその事由を記し、保証人連署のうえ、復学を願い出ることができる。

2. 復学の許可は、学生委員会で審議のうえ、教授会の承認をもって学長が行う。

(退学命令)

第 33 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の議を経て学長が当該学生に退学を命ずることができる。

1. 第 3 条に規定する在学年限を超えた者
2. 死亡または行方不明の者
3. 疾病その他の事由で成業の見込みがないと認められた者
4. 授業料の納付を 4 カ月以上怠った者
5. 長期にわたり連絡のとれない者
6. 学則第 50 条に定める懲戒のうち、退学命令の処分を受けた者

第七章 授業料、入学金、その他の費用

(入学金・その他の学費)

第 34 条 入学金、授業料、施設設備費、教育充実費は、別表Ⅲのとおりとし、納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

(卒業延期、及び長期履修学生制度を選択した場合の授業料、施設設備費、教育充実費)

第 34 条の 2 学則第 20 条の 2 により卒業の延期を許可された場合の授業料は別表Ⅲの②を適用し、当該年度の履修開始までに納入するものとする。この場合において施設設備費、教育充実費はこれを徴収しない。

2. 長期履修学生制度を選択した者については別に定める。

(退学等の場合の授業料、施設設備費、教育充実費)

第 35 条 退学した者、転学した者、退学を命ぜられた者、または停学中の者は当該期の授業料、施設設備費、教育充実費を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料、施設設備費、教育充実費)

第 36 条 休学中の学生については、その休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料、施設設備費、教育充実費はこれを徴収しない。

(その他の費用)

第 37 条 入学金、授業料、施設設備費、教育充実費の他に、実験実習費およびその他教育に必要な費用

を徴収することがある。

(学費の猶予)

第 38 条 学費の支払いが困難な学生に対しては、学費の全部若しくは、一部の徴収を当該年度に限り猶予することがある。

2. 前項の規定により学費の猶予をうけるべき学生は每期これを定める。

(授業料、施設設備費、教育充実費等の不還付)

第 39 条 既納の授業料、施設設備費、教育充実費等納付金は還付しない。但し、退学および休学等により在籍期分を超えて支払われた授業料、施設設備費、教育充実費等納付金は本人の申し出によりこれを返還する。

第八章 教職員組織

(教職員)

第 40 条 本学に学長・教授・准教授・専任講師・助教・助手・事務職員等の職員を置く。但し、必要に応じて副学長、学部長を置くことができる。

第 40 条の 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第 40 条の 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第 40 条の 4 学部長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(教職員の職務)

第 41 条 教授および准教授等の職務内容は、次の各号のとおりである。

1. 教授は、専攻分野について、教育上、研究上、又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
2. 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上、又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
3. 専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
4. 助教は、専攻分野について、教育上、研究上、又は実務上の知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
5. 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(教育研究実施組織)

第 41 条の 2 本学は、教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

2. 本学は、教育研究実施組織を編制するに当たって、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。
3. 本学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

第九章 教授会

(教授会)

第 42 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第 43 条 教授会は、学長・副学長・学部長・教授・准教授・専任講師・助教を以て組織する。

(教授会の招集等)

- 第 44 条 学長は教授会を招集し、その議長となる。但し、学長に事故あるときは副学長が議長となる。
- 但し、学長・副学長とも事故あるときは学部長が議長となり、学部長もともに事故あるときはあらかじめ学長が指名した教授が議長となる。
2. 学長は教授会の構成員の 3 分の 1 以上から議題を示し要求があった時は、要求のあった日から 2 週間以内にこれを召集しなければならない。

(教授会の開催)

- 第 45 条 教授会は構成員の 3 分の 2 以上出席しなければ開催する事が出来ない。
2. 教授会の議事は出席員の過半数を以て決し、学長の承認を経て成立する。
 3. 教授会の審議した事項にして、著しく学校法人の経理に関係あるものはその実施については理事会の議を経るものとする。

(教授会の審議事項)

第 46 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学、卒業及び課程の修了
- ② 学位の授与
- ③ 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

第十章 聴講生、科目等履修生、特別科目等履修生、外国人学生

(聴講生)

第 47 条 本学において特定の授業科目を聴講することを希望する者があるときは、別に定めるところに

従い聴講生として許可することがある。

2. 聴講料は別表Ⅲのとおりとし、当該科目を受講する当初に一括して納付するものとする。

(科目等履修生)

第 47 条の 2 本学において特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、別に定めるところに従い科目等履修生として許可することがある。

2. 科目等履修生の授業料は別表Ⅲのとおりとし、当該科目を履修する当初に一括して納付するものとする。
3. 科目等履修生は第 12 条に従って認定したうえ単位を授与する。

(特別科目等履修生)

第 47 条の 3 本学と他の大学等との協定に基づき、特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、別に定めるところに従い特別科目等履修生として許可することがある。

2. 特別科目等履修生の授業料等は別表Ⅲのとおりとし、当該科目を履修する当初に一括して納付するものとする。
3. 特別科目等履修生は第 12 条に従って認定した上で単位を授与する。

(外国人学生)

第 48 条 外国人で本学に入学を希望する者は、教授会で選考のうえ入学を許可する。

第十一章 賞罰

(表彰)

第 49 条 学業成績および人物優秀な学生または他の業績の優秀な学生に対して、学長は教授会の議を経て表彰することができる。

2. 学業成績および人物優秀で特待生として表彰された者に対しては、当該学年の授業料の 2 分の 1 を免除する。

(懲戒)

第 50 条 本学の学則に違反し、または本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2. 前項の懲戒は退学命令、無期停学、有期停学、譴責とする。
3. 懲戒の詳細は別途「学生の懲戒に関する規則」に定める。

第十二章 公開講座

(公開講座の開設)

第 51 条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

第十三章 附属施設

(図書館)

第 52 条 本学に附属図書館を置く。

2. 図書館に関し必要な事項は別に定める。

(研究所)

第 53 条 本学に函館大学地域総合研究所を置く。

2. 前項の研究所に関し必要な事項は別に定める。

(地域連携センター)

第 53 条の 4 本学に地域連携センターを置く。

2. 前項の地域連携センターに関し必要な事項は別に定める。

(学生寮)

第 54 条 本学に学生寮を置く。

2. 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1. この学則は教授会および野又学園理事会の議を経て変更できる。
2. この学則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。
3. この学則の全面改正は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。
4. この学則の一部改正（第 6 条、第 18 条、第 23 条、第 26 条）は昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
5. この学則の一部改正（別表Ⅱ教育課程、別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行し、昭和 51 年度入学者から適用する。
6. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行し、昭和 52 年度入学者から適用する。
7. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行し、昭和 53 年度入学者から適用する。
8. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行し、昭和 54 年度入学者から適用する。
9. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行し、昭和 55 年度入学者から適用する。
10. この学則の一部改正（第 46 条）は、昭和 55 年 11 月 5 日から施行する。
11. この学則の一部改正（第 15 条、第 16 条、第 21 条、第 47 条、第 49 条）は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
12. この学則の一部改正（別表Ⅰ・Ⅱ教育課程、別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和

56 年 4 月 1 日から施行し、昭和 56 年度入学者から適用する。

- 1 3. この学則の一部改正（第 16 条、第 23 条、第 43 条）は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 4. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行し、昭和 57 年度入学者から適用する。
- 1 5. この学則の一部改正（第 10 条、第 23 条、別表Ⅰ教育課程）は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 6. この学則の一部改正（第 31 条、別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行し、昭和 58 年度入学者から適用する。
- 1 7. この学則の一部改正（第 12 条の 2 を規定）は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 8. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行し、昭和 59 年度入学者から適用する。
- 1 9. この学則の一部改正（第 12 条の 3、第 26 条、第 54 条）は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 0. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行し、昭和 60 年度入学者から適用する。
- 2 1. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行し、昭和 61 年度入学者から適用する。
- 2 2. この学則の一部改正（第 10 条、第 12 条の 2 第 20 項、第 16 条、第 19 条、第 30 条の 2、第 30 条の 2 第 2 項、別表Ⅰ教育課程、別表Ⅱ教育課程）は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、昭和 62 年 3 月 31 日に 4 年次に在籍し、引続き、昭和 62 年 4 月 1 日以降も在籍する者、および昭和 62 年 3 月 31 日以前に退学し、昭和 62 年 4 月 1 日以降 4 年次に再入学を許可された者に対する第 8 条、第 10 条、第 19 条、別表Ⅰの適用は、原則として従前の学則による。
- 2 3. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行し、昭和 62 年度入学者から適用する。
- 2 4. この学則の一部改正（第 9 条、第 21 条、別表Ⅰ、別表Ⅱ）は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年度入学生から適用する。平成 2 年度前に本学に入学し、引き続き本学に在学する者に対しては、従前の学則によるものとし、その他の者に対する取扱いは、教育職員免許法等関係法令の定めるところによるものとする。
- 2 5. この学則の一部改正（第 34 条、第 36 条、第 37 条、別表Ⅲ、入学金、その他の学納金）は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年度入学生から適用する。
なお、平成 2 年 3 月 31 日以前に入学した者の学納金についても、施設設備費、維持費を授業料に統合して一本化する。ただし、納付金総額は、従前どおりとする。
- 2 6. この学則の一部改正（第 49 条の 2）は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年度入学生から適用する。
ただし、平成 2 年 3 月 31 日以前に入学した者に対しては、従前の授業料の額を免除する。
- 2 7. この学則の一部改正（別表Ⅰ教育課程、別表Ⅲ入学金・授業料その他の学納金）は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 年度入学生から適用する。
- 2 8. この学則の一部改正（第 6 条）は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 9. この学則の一部改正（第 20 条）は、平成 4 年 3 月 16 日から施行する。
- 3 0. この学則の一部改正（第 2 条、別表Ⅰ教育課程、別表Ⅲ入学金・授業料・その他の学納金）は、

平成4年4月1日から施行する。ただし平成4年3月31日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。なお、第2条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間の入学定員は300名とする。

31. この学則の一部改正（第23条、別表Ⅰ教育課程表、別表Ⅲ入学金・授業料・その他の学納金）は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第23条は平成3年11月14日から適用する。なお、平成5年3月31日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。

32. この学則の一部改正（第12条、別表Ⅰ教育課程表、別表Ⅲ入学金・授業料・その他の学納金）は、平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成6年3月31日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。

33. この学則の一部改正（第1条、別表Ⅰ教育課程表、別表Ⅲ入学金・授業料・その他の学納金）は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成7年3月31日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。

34. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金・授業料・その他の学納金）は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成8年3月31日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。

35. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金・授業料・その他の学納金）は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成9年3月31日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。

36. この学則の一部改正（別表Ⅰ教育課程表）は、平成10年4月1日から施行する。

37. この学則の一部改正（第8条、第10条、第19条、別表Ⅰ教育課程表）は、平成11年1月1日から施行する。

38. この学則の一部改正（第10条、第19条）は、平成12年4月1日から施行する。

39. この学則の一部改正（第12条の2、第12条の3、第47条の2、別表Ⅰ教育課程、別表Ⅲ入学金・授業料・その他の学納金）は、平成12年4月1日から施行する。ただし平成12年3月31日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。

40. この学則の一部改正（第2条）は、平成12年4月1日から施行する。

41. この学則の一部改正（第21条、別表Ⅱ）は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学生から適用する。平成12年度以前に本学に入学し、引き続き本学に在学する者に対しては、従前の学則によるものとし、その他の者に対する取扱いは、教育職員免許法等関係法令の定めるところによるものとする。

42. この学則の一部改正（第1条）は、平成12年4月1日から施行する。

43. この学則の一部改正（第10条の4、第21条の2、別表Ⅰ、別表Ⅱ）は平成13年4月1日から施行する。ただし、教職課程に関して、入学年度及び免許状による適用の取扱いは下表のとおりとし、その他の者に対する取扱いは、教育職員免許法等関係法令の定めるところによるものとする。

入学年度 \ 免許状	「商 業」	「情 報」
平成9年度以前	平成12年4月1日以前の学則適用	平成13年4月1日改正の学則適用外
平成10年度	平成12年4月1日以前の学則適用	平成13年4月1日改正の学則適用

平成 11 年度	平成 12 年 4 月 1 日以前の学則適用	平成 13 年 4 月 1 日改正の学則適用
平成 12 年度以降	平成 12 年 4 月 1 日改正の学則適用	平成 13 年 4 月 1 日改正の学則適用
編入学生	編入した学年に該当する学則適用	編入した学年に該当する学則適用

44. この学則の一部改正（第 6 条）は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
45. この学則の一部改正〔第 10 条、第 19 条、別表Ⅰ（必修科目、科目区分）〕は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、平成 13 年度入学生から適用する。ただし、平成 12 年度入学生については、本学に 4 年以上在学し、一般教育科目については、人文・社会・自然の 3 分野にわたり 26 単位以上および教養ゼミナール（S・L）、経済学、法学の計 36 単位以上、外国語科目については、第一外国語 8 単位、第二外国語 4 単位以上、計 12 単位以上、保健体育科目については、講義 2 単位、実技 2 単位、計 4 単位、専門教育科目については、専門ゼミナールⅠ、専門ゼミナールⅡ、専門ゼミナールⅢ、商学総論、簿記原理、経営学総論、情報科学概論、原書講読を含め 72 単位以上、合計 124 単位以上履修しなければならない。また、平成 12 年度以前に本学に入学し、引き続き本学に在学する学生に対しては、専門教育科目として開設される経済学をもって一般教育科目の経済学に充当し、外国語科目として開設される原書講読をもって専門教育科目の原書講読に充当し、英会話Ⅰ、英会話Ⅱ、ロシア語Ⅰ、ロシア語Ⅱを専門教育科目の単位に参入する。平成 11 年度以前に本学に入学し、引き続き本学に在学する学生に対しては、教養ゼミナール（S・L）をもって教養ゼミナール（S・L）Ⅰに充当する。
46. この学則の一部改正〔第 18 条、第 25 条、別表Ⅰ（開設科目）〕は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
47. この学則の一部改正〔第 16 条、第 20 条の 2、第 34 条の 2、別表Ⅲ②〕は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。
48. この学則の一部改正〔第 10 条第 4 項、第 21 条の 2、別表Ⅰ、別表Ⅱ〕は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、教職課程に関して、入学年度及び免許状による適用の取扱いとは下表のとおりとし、その他の者に対する取扱いは、教育職員免許法等関係法令の定めるところによるものとする。

免許状 入学年度	「商業」	「情報」	「英語」
平成 9 年度以前	平成 12 年 4 月 1 日以前の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用外	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用外
平成 10 年度	平成 12 年 4 月 1 日以前の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用外
平成 11 年度	平成 12 年 4 月 1 日以前の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用
平成 12 年度以降	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用
編入学生	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用

49. この学則の一部改正（第 10 条第 3 項、第 11 条、第 22 条、別表Ⅰの 2）は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、適用は平成 15 年度以降の編入学生、また平成 14 年度編入学生に遡及するものとし、それ以前の編入学生にあつては従前の学則とする
50. この学則の一部改正（第 2 条）は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 2 条の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までの収容定員を以下のとおりとする。

平成 16 年度収容定員 1,100 名

平成 17 年度収容定員 1,000 名

平成 18 年度収容定員 900 名

- 5 1. この学則の一部改正（第 34 条の 2、別表Ⅲ②及び(2)）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 2. この学則の一部改正（第 53 条の 2）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 3. この学則の一部改正（第 16 条第 1 項）は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 4. この学則の一部改正（第 21 条第 1 項）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度入学生から適用とし、平成 15 年度以前に入学した者は従前の学則による。
- 5 5. この学則の一部改正（第 36 条、第 39 条）は平成 16 年 6 月 1 日から施行する。
- 5 6. この学則の一部改正（第 2 条、第 21 条）は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度入学生以前の学生については、従前の学則による。ただし、平成 17 年度から平成 19 年度における商学部・商学科の収容定員数は、第 2 条の規定にかかわらず次のとおりとする。
平成 17 年度 950 名 平成 18 年度 800 名 平成 19 年度 650 名
- 5 7. この学則の一部改正（第 8 条、第 10 条、第 28 条の 2、別表 1 の 2）は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度入学生から適用する。
- 5 8. この学則の一部改正（別表 I の 2）は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度入学生から適用する。
- 5 9. この学則の一部改正（別表Ⅲ）は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 0. この学則の一部改正（別表 I の 1 商学科）は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度入学生から適用する。
- 6 1. この学則の一部改正（第 28 条第 1 項、同条第 3 項、第 29 条、第 30 条）は平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する
- 6 2. この学則の一部改正（第 10 条第 6 項、第 47 条の 3、別表Ⅲ）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 3. この学則の一部改正（別表 I の 1 商学科）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度生に遡及し適用する。
- 6 4. この学則の一部改正（第 53 条の 3、第 53 条の 3 第 2 項）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 5. この学則の一部改正（第 19 条）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 6. この学則の一部改正（第 40 条、41 条、41 条の 2、43 条、46 条）は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 7. この学則の一部改正（別表 I の 1、別表 I の 2）は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 8. この学則の一部改正（学則第 34 条及び別表Ⅲ、第 34 条の 2、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条）は平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年 3 月 31 日以前に入学したものに對する学納金は従前の学則による。
- 6 9. この学則の一部改正（第 1 条第 1 項、第 1 条の 2）は平成 20 年 4 月 1 日から施行する
- 7 0. この学則の一部改正（第 10 条第 4 項、第 21 条第 2 項、別表 I の 1、別表 I の 2、別表Ⅱ）は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 1. この学則の一部改正（第 40 条、第 43 条、第 44 条の 1）は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 2. この学則の一部改正（第 21 条の 2、別表 I の 1、別表 I の 2、別表Ⅱ）は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

73. この学則の一部改正（中学社会及び高校公民の教職課程追加に関する事項：第10条の4、第21条第2項、別表Ⅰの1、別表Ⅱ）は平成19年度以降の入学者に適用する。
74. この学則の一部改正（第8条、第9条、第10条第1項・同条第4項・同条第5項、第17条、第21条第2項、同条第3項、第23条第6項、第28条の2、別表Ⅰ、別表Ⅱ）は平成22年度入学生から適用する。
75. この学則の一部改正（第10条第2項・同条第3項）は、2年次編入については平成23年度編入生より、3年次編入については平成24年度編入生より適用する。
76. この学則の一部改正（古典文学の科目名変更、会計学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び証券論の単位数変更）は、平成23年4月1日より施行する。
77. この学則の一部改正（第17条第2項及び第3項）は、平成24年4月1日より施行する。
78. この学則の一部改正（教育課程表に商学特講Ⅰ、Ⅱを追加）は、平成24年4月1日より施行する。
79. この学則の一部改正（教育課程表に「専門ゼミナールⅠ（地域学）」「専門ゼミナールⅡ（地域学）」を追加）は、平成24年4月1日より施行する。
80. この学則の一部改正（第2条、第53条）は、平成25年4月1日より施行する。なお、平成25年度においては収容定員570人、平成26年度においては収容定員540人、平成27年度においては収容定員510人として読み替えるものとする。
81. この学則の一部改正（第1条の2（英語国際ビジネス学科に関する記述を削除）は平成25年4月1日から施行する。
82. 平成25年4月1日より、英語国際ビジネス学科から商学科への転学科を行った学生には別表Ⅰを適用する。また、当該学生については、履修すべき科目のうち「卒業研究」「専門ゼミナールⅢ」を「専門ゼミナールⅡ」「英語特別演習Ⅱ」とする。
83. 平成25年4月1日より、第21条2項を商学科に転学科した学生に適用する。
84. この学則の一部改正（第10条・第21条の変更、第53条の2および第53条の3の削除、別表Ⅲの変更）は、平成26年4月1日より施行する。
85. この学則の一部改正（第2条）は、平成27年4月1日より施行する。なお、平成27年度においては収容定員490人、平成28年度においては収容定員440人、平成29年度においては収容定員420人として読み替えるものとする。
86. この学則の一部改正（第11条・第14条・第42条・第46条の変更、第40条の2、第40条の3、第40条の4、第53条の4の追加、教育課程に「異文化理解」を追加）は、平成27年4月1日より施行する。
87. この学則の一部改正（第17条・第19条・別表Ⅰ（カリキュラム変更）・別表Ⅱ（教職科目の科目名変更）・別表Ⅲ（入学金変更、およびセンター試験利用入試検定料変更）は、平成28年4月1日より施行する。
88. 別表Ⅰの改正（専門ゼミナールⅠ・Ⅱ（経済関係法）の新設）は平成27年度及び平成28年度入学生に遡って適用する。
89. この学則の一部改正（第3条の2（長期履修学生制度の追加）、第10条の1（保健体育の単位数変更）、34条の2（長期履修学生制度の追加）、別表Ⅰ（カリキュラム変更））は平成29年4月1日から施行する。
90. この学則の一部改正（別表Ⅰの改正（「体育」の廃止、「経営組織論」の科目名変更、「体育Ⅰ～

- Ⅵ」、「経営組織論Ⅱ」の新設))は平成30年4月1日より施行し、平成30年度入学生より適用する。なお、平成29年度以前の入学生は従前の学則による。
91. この学則の一部改正(第30条の2の2の改正)は平成30年4月1日より施行し、平成30年度在学学生より適用する。
92. この学則の一部改正(第16条、第31条、第32条、第50条の改正)は平成31年(2019年)4月1日から施行し、平成31年度(2019年度)在学学生より適用する。
93. この学則の一部改正(第17条及び第19条の変更、第19条の2及び第19条の3の新設)は平成31年(2019年)4月1日から施行し、平成31年度(2019年度)入学生より適用する。なお、平成30年度以前の入学生については従前の学則による。
94. この学則の一部改正(別表Ⅱの変更)は平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。なお、平成30年度以前の入学生については従前の学則による。
95. この学則の一部改正(第10条(基礎教養科目の履修単位数の変更)、別表Ⅰの変更)は平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。なお、平成30年度以前の入学生については従前の学則による。
96. この学則の一部改正(別表Ⅰの改正(科目の改廃、新設、及び必修科目、選択必修科目の変更))は令和2年4月1日より施行し、令和2年度入学生より適用する。なお、平成31年度以前の入学生は従前の学則による。
97. この学則の一部改正(第10条第1項の改正)は令和2年4月1日より施行し、令和2年度在学学生より適用する。
98. この学則の一部改正(第12条の2及び第12条の3の文言修正)は令和3年4月1日から施行し、令和3年度在学学生から適用する。
99. この学則の一部改正(第12条の4の新設)は令和3年4月1日から施行し、令和3年度在学学生から適用する。
100. この学則の一部改正(別表Ⅰの改正(科目の新設))は令和3年4月1日より施行し、令和2年度入学生より適用する。なお、令和元年度以前の入学生は従前の学則による。
101. この学則の一部改正(第29条、第33条、第35条、第50条)は令和4年4月1日より施行し、令和4年度在学学生から適用する。
102. 別表Ⅰの改正(専門ゼミナールⅠ・Ⅱ(政治学)の新設)は、令和4年4月1日より施行し、令和4年度在学学生から適用する。
103. この学則の一部改正(別表Ⅱの改正(教育職員免許法施行規則改正への対応による教育方法論の科目名称の変更))は、令和4年4月1日から施行し、令和2年度入学生から適用する。
104. この学則の一部改正(大学設置基準改正に伴う改正(第7条、第12条、第18条、第41条の2の改正))は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度在学学生から適用する。
105. この学則の一部改正(別表Ⅰの改正)は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学生から適用する。
106. この学則の一部改正(第19条第1項の改正)は、令和6年1月1日から施行し、令和5年度在学学生から適用する。
107. この学則の一部改正(別表Ⅰの改正)は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学生から適用する。
108. この学則の改正(第10条第3項(3)の変更)は、令和6年4月1日から施行し、令和

6 年度入学生より適用する。

- 1 0 9. この学則の一部改正（第 2 条）は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。なお、令和 7 年度においては収容定員 380 人、令和 8 年度においては収容定員 360 人、令和 9 年度においては収容定員 340 人として読み替えるものとする。
- 1 1 0. この学則の一部改正（第 10 条、及び別表Ⅰの改正）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度入学生から適用する。
- 1 1 1. この学則の一部改正（学則第 34 条及び別表Ⅲ、第 34 条の 2、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条）は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 8 年 3 月 31 日以前に入学したものであるものに対する学納金は従前の学則による。
- 1 1 2. この学則の一部改正（第 41 条の文言変更）は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

教育課程

別表Ⅰ 商学科（令和7度以降入学生に適用）

系列		学部必修	コース必修		科目名	単位	
			総合	国際			
基礎教養科目	一般教養科目	人文			倫理学Ⅰ	2	
					倫理学Ⅱ	2	
					心理学Ⅰ	2	
					心理学Ⅱ	2	
					歴史	2	
					日本史概論	2	
					東洋史概論	2	
					西洋史概論	2	
					英文学	2	
					英語文学	2	
					アメリカ文学	2	
					英米文学史	2	
					基礎教養特講（人文）	2	
		社会	◎	◎	◎	法学	2
						日本国憲法	2
						地理学Ⅰ	2
						地理学Ⅱ	2
						政治学	2
						社会学	2
			◎	◎	◎	社会とデータサイエンス	2
					基礎教養特講（社会）	2	
		自然				地球環境	2
			◎	◎	◎	ビジネス数理Ⅰ	2
			◎	◎	◎	ビジネス数理Ⅱ	2
						統計学	2
						微分・積分	2
					基礎教養特講（自然）	2	
	基礎技能科目	情報				情報処理基礎演習Ⅰ	1
						情報処理基礎演習Ⅱ	1
			◎	◎	◎	コンピュータ基礎	2
						コンピュータアーキテクチャⅠ	2
						コンピュータアーキテクチャⅡ	2
						アルゴリズムとプログラミング	2
						基礎教養特講（情報）	2
		外国語科目	◎	◎	◎	英語リーディングⅠ	2
					○	英語リーディングⅡ	2
			◎	◎	◎	英語リスニングⅠ	2
					○	英語リスニングⅡ	2
			◎	◎	◎	英語スピーキングⅠ	2
					○	英語スピーキングⅡ	2
			◎	◎	◎	英語ライティングⅠ	2
					○	英語ライティングⅡ	2
					○	英文法Ⅰ	2
					○	英文法Ⅱ	2
			◎	◎	◎	英語実践入門Ⅰ	2
			◎	◎	◎	英語実践入門Ⅱ	2
					中国語Ⅰ	2	
				中国語Ⅱ	2		
				中国語Ⅲ	2		
				中国語Ⅳ	2		
				基礎教養特講（外国語）	2		
総合科目		総合	◎	◎	◎	情報リテラシー	2
			◎	◎	◎	教養ゼミナール	2
						教職演習Ⅰ	2
						教職演習Ⅱ	2
						教職演習Ⅲ	2
						異文化理解	2
					基礎教養特講（総合）	2	
	体育				体育Ⅰ	1	
					体育Ⅱ	1	
					体育Ⅲ	1	
					体育Ⅳ	1	
					体育Ⅴ	1	
					体育Ⅵ	1	
日本語等科目	日本語				日本語Ⅰ	2	
					日本語Ⅱ	2	
					日本語Ⅲ	2	
					日本語Ⅳ	2	
					日本語Ⅴ	2	
					日本語Ⅵ	2	

◎:学部必修科目
○:コース必修科目
●:選択必修科目…20単位以上選択必修

系列		学部必修	コース必修		科目名	単位
			総合	国際		
専門科目	法律	◎	◎	◎	民法Ⅰ	2
		◎	◎	◎	民法Ⅱ	2
			●	●	ビジネス法Ⅰ	2
			●		ビジネス法Ⅱ	2
					民法Ⅲ	2
					民法Ⅳ	2
					ビジネス法Ⅲ	2
					環境法入門	2
				●	国際法	2
	経済	◎	◎	◎	経済学Ⅰ	2
			○	●	経済学Ⅱ	2
			●	●	ミクロ経済学Ⅰ	2
			●		ミクロ経済学Ⅱ	2
			●	●	マクロ経済学Ⅰ	2
			●		マクロ経済学Ⅱ	2
					金融論	2
					GX金融論	2
					証券論	2
					産業構造論Ⅰ	2
					産業構造論Ⅱ	2
					経済史Ⅰ	2
					経済史Ⅱ	2
					日本経済論	2
					地域経済論Ⅰ	2
					地域経済論Ⅱ	2
					国際経済学Ⅰ	2
					国際経済学Ⅱ	2
				●	国際貿易論	2
	会計	◎	◎	◎	簿記論Ⅰ	1
		◎	◎	◎	簿記論Ⅱ	1
		◎	◎	◎	簿記論Ⅲ	1
		◎	◎	◎	簿記論Ⅳ	1
			●	●	簿記論Ⅴ	2
			●	●	簿記論Ⅵ	2
			●		原価計算論Ⅰ	2
					原価計算論Ⅱ	2
			●		経営分析論	2
			●		カーボン会計	2
					財務諸表論Ⅰ	2
					財務諸表論Ⅱ	2
					税法入門	2
	マーケティング	◎	◎	◎	マーケティング総論	2
			○	●	マーケティング戦略論	2
			●	●	消費者行動論	2
			●		流通論	2
					広告論	2
					地域観光論	2
					地域観光演習	2
				●	国際マーケティング論	2
	経営	◎	◎	◎	経営学総論	2
			○	●	経営管理論	2
			●	●	経営戦略論	2
			●		経営組織論	2
					サステナブル経営	2
			●		経営史Ⅰ	2
					経営史Ⅱ	2
			●		経営情報システム論Ⅰ	2
			●		経営情報システム論Ⅱ	2
				●	国際経営論	2
	国際			●	比較文化論Ⅰ	2
				●	比較文化論Ⅱ	2
				●	英語プレゼンテーション	2
				●	英語インタラクショ ン	2
			●	○	インターナショナル・ビ`ジ`ネス・コミュニケーション	2
			●	○	ク`ロ`パ`ル・カルチャー・スタデ`ィーズ`	2
				●	海外事情Ⅰ	2
				●	海外事情Ⅱ	2
				●	英語学	2
				●	英語音声学	2
				●	洋書講読Ⅰ	2
				●	洋書講読Ⅱ	2
			●	●	英語実践演習Ⅰ	2
			●	●	英語実践演習Ⅱ	2
				●	英語実践演習Ⅲ	2
				●	英語実践演習Ⅳ	2
				●	国際交流ボランティア	2
				●	SNS Promotion in English	2
				●	SDGs Speech in English	2
				○	ビジネス・イングリッシュⅠ	2
				●	ビジネス・イングリッシュⅡ	2
	総合	◎	◎	◎	共通課題	1
		◎	◎	◎	グループ討議	1
					企業・仕事とキャリアデザイン	2
					キャリアガイダンス	2
					職業指導	2
					インターンシップ	2
	実習				商学特講Ⅰ	2
					商学特講Ⅱ	2
	演習	◎	◎	◎	商学実習Ⅰ	4
		◎	◎	◎	商学実習Ⅱ	4
		◎	◎	◎	専門ゼミナールⅠ	4
		◎	◎	◎	専門ゼミナールⅡ	4
					卒業論文	4

別表Ⅱ 教職課程

系列	科 目 名	単位
教 職 科 目	教職入門	2
	教育原理（教育課程の意義及び編成の方法を含む）	2
	教育心理学	2
	教育行政学	2
	教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2
	英語科教育法Ⅰ	4
	英語科教育法Ⅱ	4
	商業科教育法	4
	社会・公民教育法Ⅰ	4
	社会・公民教育法Ⅱ	4
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2
	道徳教育指導論	2
	生徒指導及び進路指導論	2
	特別支援教育論	2
	教育相談	2
	教職実践演習（中高）	2
	教育実習（中学校）	5
	教育実習（高等学校）	3

別表Ⅲ 入学金、授業料、その他の学納金

(単位：円)

区 分		金 額	
①	一般学生 編入学生	入学検定料	30,000
		センター試験利用 入試検定料	10,000 利用者のみ
		入学金	180,000 入学年度のみ
		授業料	740,000 年額
		施設設備費	240,000 年額
		教育充実費	50,000 年額
②	学則第34条の2適用者	授業料	15,000 1単位につき
③-1	聴講生	聴講料	5,000 1単位につき
③-2			100,000 聴講単位数が合計20単位を超える場合
④	科目等履修生	検定料	10,000
		入学金	15,000
		受講料	15,000 1単位につき
⑤	特別科目等履修生	受講料	5,000 1単位につき

(1) 上記にかかわらず編入学生の授業料は編入学年の標準金額を適用する。

(2) 削除

(3) 削除

(4) 前年度科目等履修生の本年度の検定料および入学金は免除する。